

環境技術等研究開発推進事業費補助金交付要綱

平成 23 年 5 月 18 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
令和 2 年 1 月 16 日一部改正
令和 2 年 12 月 24 日一部改正
令和 5 年 3 月 27 日一部改正

(通則)

第 1 条 環境技術等研究開発推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、次の各号に掲げる補助を行うことにより、グリーンイノベーションによる成長を加速するため、大学等を中心に関係機関の知を結集し、研究開発、人材育成、及び新技術の実証のための体制と活動の強化を図ることを目的とする。

- 一 国内の関係機関間の連携による環境技術等の研究開発及び人材育成を行う事業を行う大学等に対して、関係機関間の強固なネットワークを構築し、構築したネットワークを活用した研究開発及び人材育成等を行うために必要な経費を補助する。
- 二 大学構内等において再生可能エネルギー等を有効利用するスマートグリッド等の先端的なエネルギーマネジメントシステムの実証研究を行う大学等に対して、先端的な技術の研究開発等に必要な経費を補助する。

(定義)

第 3 条 この要綱において「大学等」とは、次の各号に掲げる国内の機関をいう。

- 一 大学及び高等専門学校の設置者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）
- 二 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）

(交付の対象)

第 4 条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、第 2 条の目的を達成するために必要な事業（以下「補助事業」という。）を実施する大学等（以下「補助事業者」という。）に対して、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費は直接経費とし、直接経費は物品費、人件費・謝金、旅費、その他及びその他大臣が認めた経費とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める環境技術等研究開発推進事業費補助金公募要領（以下「要領」という）に基づき応募し、実施する機関として選定されたのち、別に定める期日までに交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。ただし、複数年計画の事業を実施する機関として選定された場合は、当該事業について2年目以降は当該公募要領に基づき応募し、実施する機関として選定されたものとみなす。

- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に交付決定通知書（様式2）をもって通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付を行うものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附することができる。
- 4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた者は、その通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から15日以内に申請を取り下げることができる。

- 2 前項の取下げをするときは、交付申請取下げ書（様式3）にそれぞれ参考となる書類を添え、大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(経費の効率的使用)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の主旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（補助事業の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式4）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別途取扱要領で定める要件を満たした場合については、この限りでない。

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、遅延なく補助事業中止（廃止）承認申請書（様式5）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第11条 補助事業者は、補助事業の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延届（様式6）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び経費の支出状況について大臣の指示があったときは、速やかに状況報告書（様式7）を大臣に提出することとし、また、大臣は、その状況を調査することができる。

（実績報告書の提出）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も含む。）した場合にあっては、その日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式8）を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、補助金の交付を受けた翌年度の4月末までに国の会計年度終了に伴う実績報告書（様式9）を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 大臣は、前条第1項の規定による補助事業の実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく変更の承認をした場合は、その承認された内容）及びこ

れに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書（様式 10）により通知するものとする。

- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第 15 条 補助事業者は、補助金の交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式 11）により速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前条第 4 項の規定は、前項の返還を命ずる場合において準用する。

（補助金の交付決定の取消し等）

- 第 16 条 大臣は、第 10 条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により第 6 条の交付の決定の取消し等を行った場合には、既に当該取り消し等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第 1 項第 1 号及び同項第 2 号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第 14 条第 4 項の規定は、第 2 項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

（補助金の支払）

- 第 17 条 補助金の支払は、原則として第 14 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、大臣は必要があると認めるとき、

会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく協議が調った際には、補助金額の一部又は全部を補助金の額を確定する前に支払うことができる。

（財産の管理等）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

（財産処分の制限）

第19条 取得財産等のうち令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

（補助金の経理）

第20条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、補助事業以外の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する収入額及び支出額について、その収入及び支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他必要な事項）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取り扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

（補助金調書）

第22条 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業者に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目計上金額を明らかにする調書（様式12）を作成しておかなければならない。

（電磁的方法による提出）

第23条 補助事業者は、法、令又は本要綱の規定に基づく申請、報告その他文部科

学省に提出するものについては、電磁的方法（法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電磁的方法による通知等）

第24条 大臣は、法、令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。

附 則

この要綱は平成23年5月18日から施行する。

附 則（令和2年1月16日）

この要綱は、令和2年度予算に係る補助事業から適用し、令和元年度末までに交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。

附 則（令和2年12月24日）

この要綱は令和2年12月24日から施行する。

附 則（令和5年3月27日）

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

様式1（第5条第1項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者名

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金交付申請書

環境技術等研究開発推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 開始（採択）年度
2. 補助事業名
3. 本年度の事業計画
別紙のとおり

4. 補助事業の実施期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（注）用紙の大きさは、A4判とする。

本件担当者

所 属：

担当者：

電 話：

メー ル：

(別紙)

事業計画書

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

4 補助事業費総額 円

5 補助金交付申請額 円

6 補助事業の実施期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

7 補助事業に要する経費の配分

項 目	補助事業に要する経費 (円)	補 助 金 充 当 予定額 (円)	備 考
合 計			

8 補助事業に要する経費の調達方法

国庫補助金収入 円

自 己 収 入 円

9 補助金の算出基礎

様式2（第6条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

機 関 名
代表者名 殿

文部科学大臣

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付第 号で申請のあった標記補助金については、環境技術等研究開発推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助事業名

2. 補助金の交付の対象となる事業は、交付申請書記載（次）のとおりとする。

3. 補助金の交付決定額

円

4. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。

5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに環境技術等研究開発推進事業費補助金交付要綱（平成23年5月18日文部科学大臣決定）に従わなければならない。

6. 補助条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）〇〇〇〇〇〇

（2）△△△△△△

・

・

7. この交付の決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、令和 年 月 日までに交付申請取下げ書（様式3）を文部科学大臣に提出するものとする。

（注）用紙の大きさは、A4判とする。

本件担当者

所 属：

担当者：

電 話：

メー ル：

様式3（第7条第2項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者名

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のありました令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金については、下記の理由により取下げたいので、環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により申し出ます。

記

1. 補助事業名
2. 取下げの理由
3. その他

（注）用紙の大きさは、A4判とする。

本件担当者 所 属： 担当者： 電 話： メール：

様式4（第9条第1項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者名

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のありました令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金について、計画を変更したいので、環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名
2. 変更事項
 - ①変更前
 - ②変更後
3. 変更の理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. その他

（注）用紙の大きさは、A4判とする。

本件担当者 所 属： 担当者： 電 話： メール：

様式5（第10条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者名

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のありました令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金について、補助事業を中止（廃止）したいので、環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名
2. 補助金使用状況
 - (1) 交付決定額
 - (2) 支払済額（利息額含む）
 - (3) 未支出額（返還金額）
3. 補助事業中止（廃止）の年月日及びその理由
4. 補助事業中止（廃止）の後に講ずる措置
5. その他

（注）用紙の大きさは、A4判とする。

本件担当者 所 属： 担当者： 電 話： メール：

様式6（第11条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者名

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金補助事業遅延届

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のありました令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金について、事業の遅延が見込まれる（事業の遂行が困難となった）ので環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. 遅延等が業務に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了の予定
7. その他

（注）用紙の大きさは、A4判とする。

本件担当者
所 属：
担当者：
電 話：
メール：

様式7（第12条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者名

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金状況報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のありました環境技術等研究開発推進事業補助金について、環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第12条の規定により令和 年 月 日までの実施状況を、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名

2. 実施状況

（単位：円）

費 目	補 助 事 業 費 (①)	上記の日付ま での 実 績 額 (②)	実施率 (②／①%)	補助金の概算 交付済額	備 考

（注）備考欄には、進行に遅滞のある場合の理由等を記載すること

（注）用紙の大きさは、A4判とする。

本件担当者
所 属：
担当者：
電 話：
メー ル：

様式8（第13条第1項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者名

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のありました環境技術等研究開発推進事業補助金について、事業が完了（補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了）したので、環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 実施期間
3. 補助事業の実績
別紙（イ～ハ）のとおり
4. その他

（注）用紙の大きさは、A4判とする。

本件担当者 所 属： 担当者： 電 話： メール：

別紙 イ

事業結果説明書

事業の実績の説明

別紙 ロ

補助事業の収支決算

支 出	項 目	交 付 決 定 額 (円)	流 用 等 増 △ 減 額 (円)	変 更 後 交 付 決 定 額 (円)	決 算 額 (円)	補 助 金 充 当 額 (円)	翌 年 度 へ の 繰 越 額 (円)	不 用 額 (国 庫 返 還 額) (円)	備 考
	計								

収 入	項 目	交付決定額 (円)	決 算 額 (円)	備 考
	国 庫 補 助 金 自 己 収 入			
	計			

取得財産等一覧表

1. 補助事業において取得・製造した資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	取得等年月日	取得等価格	設置場所 (住所)	備考

※環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第19条第1項の財産処分の制限に該当する取得・製造した資産について、補助事業者において管理する資産の単位毎に記載すること。

2. 補助事業において効用の増加がなされた資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	財産の額		設置場所 (住所)	備考
			増加前	増加後		

※環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第19条第1項の財産処分の制限に該当する効用の増加がなされた資産について、補助事業者において管理する資産の単位毎に記載すること。

※本補助事業において取得・製造した資産については備考欄に取得・製造した年度を記載すること。

様式9（第13条第2項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者名

国の会計年度終了に伴う令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のありました環境技術等研究開発推進事業補助金について、国の会計年度内に補助事業が完了しておりませんので、環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、別紙関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の収支決算 別紙のとおり
2. 補助事業の実施状況

※繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

本件担当者
所 属 :
担当者 :
電 話 :
メー ル :

(別紙)

補助事業の収支決算

支 出	項 目	交 付 決 定 額 (円)	流 用 等 増 △ 減 額 (円)	変 更 後 交 付 決 定 額 (円)	決 算 額 (円)	補 助 金 充 当 額 (円)	翌 年 度 へ の 繰 越 額 (円)	不 用 額 (国 庫 返 還 額) (円)	備 考
	計								

収 入	項 目	交付決定額 (円)	決 算 額 (円)	備 考
	国 庫 補 助 金 自 己 収 入			
	計			

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

文 書 番 号
令和 年 月 日

機 関 名
代表者名 殿

文部科学大臣

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金確定通知書

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金については、環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり確定したので、通知します。

（また、既に支払った補助金の額が、確定した補助金の額を超えるので、環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり、別途歳入徴収官文部科学省大臣官房会計課長より送付する納入告知書により返還して下さい。）

記

1. 補助事業名

2. 補助金の交付決定額

円

3. 補助金の額の確定額

円

（4. 返還すべき補助金の額 円）

（5. 返還期限 納入告知書に記載された期限）

※（ ）書きは、返還すべき補助金がある場合

（注）用紙の大きさは、A4 判とする。

本件担当者

所 属：

担当者：

電 話：

メー ル：

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者名

令和 年度環境技術等研究開発推進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった環境技術等研究開発推進事業補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、環境技術等研究開発推進事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名

2. 補助金額 (交付要綱第 15 条による額の確定額)

円

3. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額

円

4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額 (4 - 3)

円

(注) 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

(注) 用紙の大きさは、A4 判とする。

本件担当者

所 属 :

担当者 :

電 話 :

メー ル :